

議案第110号

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 産後ケア事業の利用者の負担を軽減するために、利用料の額を改定し、及び利用料の額の特例措置を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

## 世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

世田谷区立産後ケアセンター条例（平成29年10月世田谷区条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（利用券の提出による利用料の額に関する特例措置）

第3条 所得割課税額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。以下同じ。）

（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合にあっては、前年度分の所得割課税額とする。以下同じ。）が0円を超える世帯に属する者が、事業の利用の際、区長が別に定める利用券を提出した場合は、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

別表1の部宿泊（1泊目）の項	9,000円	4,000円
別表1の部宿泊（2泊目以降）の項	4,500円	2,000円
別表1の部日帰りの項	3,000円	500円
別表3の部宿泊（1泊目）の項	1,000円	0円
別表3の部宿泊（2泊目以降）の項	500円	0円
別表3の部日帰りの項	250円	0円

別表中「（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合にあっては、前年度分の所得割課税額）が0円以外の」を「が0円を超える」に、「（4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合にあっては、前年度分の所得割課税額）が0円の」を「が0円の」に改め、同表1の部宿泊（1泊目）の項中「3,000円」を「0円」に改め、同部宿泊（2泊目以降）の項中「1,500円」を「0円」に改め、同部日帰りの項中「1,000円」を「0円」に改め、同表3の部宿泊（1泊目）の項中「500円」を「0円」に改め、同部宿泊（2泊目以降）の項中「250円」を「0円」に改め、同部日帰りの項中「120円」を「0円」に改め、同表備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

### 附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。